

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の9に基づき、総合的な高齢者保健福祉施策の基本方向を定める第9次山形県老人保健福祉計画と、介護保険法第118条に基づき、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するため、介護給付等対象サービス量の見込み等を定める第8次山形県介護保険事業支援計画を一括して策定するものです。

また、介護保険制度の保険者である市町村においても、県と同様に「老人福祉計画」、「介護保険事業計画」を策定することとされております。

県は、広域的見地に立ちながら地域包括ケアシステム構築（深化・推進）を担う市町村支援に関する施策等を本計画により策定します。

(2) 基本指針について

介護保険法第116条により、厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第3条第1項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとされております。

また、同法第117条第1項及び第118条第1項により、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画は基本方針に即して計画を定めることとされております。